

営業許可手続きの流れ

1. 食品衛生責任者の資格の取得

- ・調理師・栄養士免許等の資格をお持ちでない方は、食品衛生責任者養成講習会を受講
※食品衛生協会への受講申し込みが必要です(連絡先:0980-54-0211)



2. 事前相談 (店の形態が決まってない場合)

要予約

- ・飲食店等の開店前(改造工事を始める前)に、施設基準や手続きに必要な書類等について不明な点は保健所にご相談ください。
- ※相談の際は必要に応じて平面図等をご準備ください。

3. 申請を行う (開店日・継続営業 1ヶ月前頃)

要予約

- ・営業許可申請書とその添付書類に必要事項を記載し、北部保健所生活環境班の窓口へ営業許可申請書等を提出します。
- ※納付された申請手数料は、還付しませんのでご注意ください。



申請時に予約

4-1. 施設の検査を行う

(離島は後日調整)

検査予約日: R 年 月 日 () AM ・ PM

- ・検査予約日の朝(9時00分~10時00分)に保健所から検査に伺う時間を連絡します。
- ・連絡がとれない場合には、キャンセル扱いとなりますので、ご了承ください。
- ・食品衛生監視員が施設へ行き、申請者立ち会いの下で、実際の施設や設備が施設基準に適合しているか、HACCPに沿った衛生管理ができているかを検査します。
- ・各設備が設置され、電気・水道・下水道等が開通した状態で受検ください。
- ・検査時にHACCP衛生管理計画・記録類を確認しますので、準備をお願いします。

4-2. 食中毒予防の講習会を受講

申請時に予約

講習会予約日: R 年 月 日 ()

※午後1時半から受付スタート、午後2時から3時まで講習会。

- ・食中毒予防に係る講習会です。食品衛生の基礎知識を身につけます。
- ※受講の際には、テキスト代440円をご購入ください。
- ※1年以内に受講歴がある場合は、受講済証等でご変更することができます。



5. 営業許可証の交付

- ・施設検査合格後、1週間程(保健所窓口開業日のみ換算)で許可証が交付できます。
- ※講習会受講済みの場合は、受講証等を持参ください。
- ※改善確認等がある方は、食品衛生監視員による改善確認完了後の交付となります。

6. 営業開始

- ・営業許可証は掲示義務があります。施設の見やすい場所に掲示してください。

